

平成29年度第1回(通算第5回)  
JIS Z8210(案内用図記号) 改正原案作成委員会議事録

1. 日 時 : 平成29年4月14日(金) 14:00~14:50
  2. 場 所 : 経済産業省 別館3階 312会議室
  3. 出席者 : 保坂 伸(経済産業省)、藤代 尚武(経済産業省)、中村 祐二(自由学園)、児山 啓一(アイ・デザイン)、西村 研二(尾崎委員代理:国土交通省)、平沢 善幸(国土交通省)、森岡 浩司(宇野委員代理:国土交通省)、太田 拓(眞鍋委員代理:国土交通省)、水田 良幸(岸本委員代理:国土地理院)、山崎 亮介(福嶋委員代理:観光庁)、島袋 優(太刀川委員代理:警察庁)、村山 太郎(朝川委員代理:厚生労働省)、永長 大輔(上村委員代理:内閣官房)、平野 正幸(山川委員代理:文部科学省)、藤原 宗久良(西垣委員代理:経済産業省)、神野 美和(東京都)、二瓶 伸(東京都)、竹俣 徹治(中尾委員代理:東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)、半田 雅則(国際観光振興機構)、辻村 由佳(国際観光サービスセンター)、平野 祐子(主婦連合会)、福母 淳治(日本障害者リハビリテーション協会)、星川 安之(共用品推進機構)、荒木 浩(東京地下鉄)、伊藤 喜彦(東日本旅客鉄道)、岩佐 英美子(日本ホテル協会)、熊谷 敦夫(全国ハイヤー・タクシー連合会)、阿部 薫(佐藤委員代理:日本旅館協会)、高柴 和積(全国空港ビル協会)、竹島 恵子(交通エコロジー・モビリティ財団)、津田 吉信(日本旅客船協会)、中尾 謙吉(日本旅行業協会)、中野 豊(日本標識工業会)、船戸 裕司(日本バス協会)、杉野 正弘(待谷委員代理:日本観光振興協会)、村上 哲也(日本ショッピングセンター協会)、大藤 純児(脇委員代理:定期航空協会)、横原 寛(日本バスターミナル協会)、下川 明美(東京都)、中野 裕二(経済産業省)、永田 邦博(経済産業省)、福田 泰和(日本規格協会)、山崎 朋子(日本規格協会)、佐波 真紀子(日本規格協会)
- 欠席: 吉岡 幹夫(国土交通省) 鈴木 康幸(消防庁)、堀川 誠司(東京都)、伊藤 健一(日本消費者協会)、滝澤 広明(日本民営鉄道協会)、小西 慶一(日本身体障害者団体連合会)、久保厚子(全国手をつなぐ育成会連合会)

#### 4. 議事

1. 開会
2. 前回議事録の確認(3/22開催合同委員会)
3. 議題
  - (1) JIS Z8210改正原案の承認について(審議)
4. その他
5. 閉会

## 5. 資料

- 資料 1 JIS Z8210改正原案作成委員会 名簿
- 資料 2 第4回 JIS Z8210改正原案作成委員会 合同委員会 議事録(3月22日開催)
- 資料 3 JIS Z8210改正原案(2017年4月12日版)
- 参考 1 ユニバーサルデザインタクシーに関する資料

## 6. 議事内容:

### 6.1 開会

事務局から、定足数の確認をおこなった。代理出席を含め38名のご出席をいただいております。当会の「原案作成委員会規程」により成立（委員現在員数の半数以上の出席）となった。

引き続き、資料1～3及び参考資料1の確認を事務局より行った。

### 6.2 前回議事録の確認(3/22開催合同委員会)

前回議事録については、E-mailにて出席委員に確認を取った上で確定させているため、修正が必要な点などがあれば、後程事務局まで連絡をいただくよう述べた。

### 6.3 議題(1)JIS Z8210改正原案の承認について(審議)

事務局より、資料3を説明した。前回から変更になっている項目は以下の通り。

#### ●表の中の点線の下線

図記号の下に点線の下線があると、それも図記号の一部ととらえられかねない、ということで、表の横の「側線」に変更。

#### ●図 JB.6 多機能トイレ

事務局で調査したところ、多機能トイレのあり方が変わってきているのは事実だが、今のところ(もしかすると今後も)すべての多機能トイレで乳幼児が使うことが禁止というわけではない。多機能トイレを図記号でどう表示するのかということも、今後変わっていくと考えられるので、現状ではこの図は変更せず、多機能トイレの前の女性とベビーカーはそのままとし、二年後の改正の際には適切なイラストを検討するようにする。ただし、オストメイトの図記号は今回 JIS に採用されるため、注記は削除した。

●「5.1.41 洪水」、及び「5.1.42 堤防」が公共・一般施設の分類に入っているのは誤りのため、「6.6.1」及び「6.6.2」へ移動し独立させた。

●「5.1.4 救護所」は、本来は表7の安全のグループに入れるべきだが、現行のJIS図記号は白黒で公共・一般施設の分類のため、併存させる2年間は公共・一般施設の図記号を収録している表3にどちらも掲載し、二年後5.1.4Aを削除する際に5.1.4を表7へ移動させることとする。

#### ●附属書のイラストについて

附属書 JB、JC のイラストが、カラーになっているが、印刷時には白黒になる。(現行の附属書も、

白黒で印刷し、販売している。)そのため、附属書 JD のイラストは白黒になっている。

●附属書 JA

「標準案内用図記号ガイドライン」の策定年月を追記。

●オストメイトの表示事項修正

「表示事項」を日本オストミー協会に確認し、「オストメイト」から「オストメイト用設備／オストメイト」に修正。それに伴い「機能」の記載順序も逆にする。

●「自動販売機」(5. 1. 56)及び「コンビニエンスストア」(5. 3. 6)については、事前に配布したもののから図形が少し修正されているが、今回提出したものがJISの最終案である。関係業界団体には確認中で、概ねご理解いただいている。

●「コミュニケーション:筆談対応」(5. 4. 13)については、当事者の意見等を踏まえ、今回のJIS改正においては保留とする。

●その他、前回会議の際に別紙で配布した新規の図記号について、確認をおこなった。(5. 1. 53 無線LAN、5. 1. 54 充電コーナー、5. 1. 55 自動販売機、5. 1. 56 海外発行カード対応ATM、5. 1. 57 オストメイト設備／オストメイト、5. 2. 3 船舶／フェリー／港、5. 2. 18 駅事務室／駅係員、5. 2. 19 一般車、5. 2. 20 レンタサイクル／シェアサイクル、5. 3. 6 コンビニエンスストア、5. 4. 12 イヤホンガイド、6. 1. 8 列車の非常停止ボタン、6. 2. 19 ホームドア:たてかけない、6. 2. 20 ホームドア:乗り出さない、6. 3. 12 ホームドア:ドアに手を挟まないように注意、6. 4. 10 シートベルトを締める)

「ユニバーサルデザインタクシー」(5. 2. 21)については、参考資料とともに熊谷委員((一社)全国ハイヤー・タクシー連合会)より、説明をいただいた。

ユニバーサルデザインタクシーは、参考資料1にあるとおり国土交通省の認定を受ける必要があり、かつ認定を受けたマークを車体に表示することになっている。全国約24万台のタクシーのうち、約1000台が認定されている。既存のタクシー車両は、保安基準の関係上、日産自動車では製造をやめており、トヨタ自動車も生産中止し、この秋からジャパンタクシーというタクシー専用車両を制作する。日本のタクシー車両はトヨタが約8割強をしめており、トヨタがジャパンタクシーの販売を始めるとほとんどのタクシーがユニバーサルデザインタクシーになる。また、乗り場については、ほとんどのところで用地がなく車両数が少ない等のため一か所となっている。いろいろな種類のタクシーの図記号を使い分けるのは分かりにくいので、一つの表示に絞っていただきたいと考えている。

審議の結果、ユニバーサルデザインタクシーは、JIS Z8210には採用しないこととなった。

《いただいたご質問、ご意見など》

●附属書 JA の表 JA2

・表JA2で、上から5つはコーナーが丸くなっており、その下の5つは角があるのは意味があるの

か。統一してすべてに丸みをつけてはどうか。

→ JA2. 6～JA2. 10、JA5. 1～5. 3は平成12年当時のISO7001等に採用されている図柄を、角があるものをそのままもってきたという経緯で違いが出ている。統一はせずに、その説明については、解説に記す。

#### ●コンビニエンスストア

・コンビニエンスストアの図材のところ、「V型」とあるが、図記号内では逆さになっているので、「逆V型」や「山型」などにしてはどうか。

→ ISOでの表記に合わせて、事務局で修正を行う。(最終的には「逆さV字」とした。)

### 6. 3. その他

#### (1) 今後のスケジュール

藤代課長より、今後のスケジュールについて説明があった。若干の修正点を反映させた上で、その案を5月15日に、国の審議会である工業標準調査会(JISC)の消費生活技術専門委員会の審議いただく。また、同時並行で、正式なJIS改正を前提として、WTO/TBT協定に基づき、(工業標準調査会で承認される前提で)60日間の国際的な意見受付を実施し、最終的には7月20日に、官報でJIS改正の公示を行う予定。

#### (2) 解説について

事務局より、解説について簡単に説明を行った。JIS 規格に付ける解説については、規定事項ではないため、本JIS原案委員会で審議はしない。解説は今回改正の経緯、審議中の問題点等重要な内容を委員長・主査及び事務局が主となり作成するものであるため、その記載内容について問題がないかどうかの確認は、委員是認にメールで依頼をする。

### 6. 6. 閉会

最後に、経済産業省の保坂審議官よりご挨拶をいただき、中村委員長が閉会を宣言した。